

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)は、ムンプスウイルスによる感染症で、耳の後ろが腫れるほかに、髄膜炎や難聴等の合併症を引き起こす場合があります。目黒区では、おたふくかぜ予防接種費用の一部助成を行います。おたふくかぜは予防接種で予防することができますので、接種を希望される場合は、同封した予防接種予診票を目黒区内の実施医療機関にお持ちになって接種してください。

**任意接種のため、目黒区外の医療機関では助成の適用はありません。**

## 1 対象者と費用の一部助成について

対象者：接種日時時点で目黒区に住民登録のある1歳(誕生日前日)から小学校就学前までのかた

助成額：3,000円/回(一人2回まで) ※お支払いいただく接種費用は医療機関によって異なります。

ただし、生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯のかたは全額助成

## 2 予診票の送付時期

回数	予診票送付時期
1回目	1歳のお誕生月の前月末に一斉発送
2回目	年長児になる直前の3月末に一斉発送

※日本小児科学会は、予防効果を確実にするために、1回目は1歳を過ぎたら早期に、2回目は小学校就学前の1年間に接種することを推奨しています。

## 3 予防接種の方法について

目黒区で交付する「おたふくかぜワクチン予防接種予診票(任意接種)」、母子健康手帳、乳幼児医療証及びマイナンバーカード等の本人確認書類を区内実施医療機関窓口で提出・提示し、接種を受けます。区内実施医療機関窓口では、医療機関が定める接種費用から区の一部助成額3,000円を引いた金額をお支払いください。おたふくかぜ予防接種は任意の予防接種のため、接種費用は区内実施医療機関によって違います。区では接種費用の一部の3,000円を助成します。

## 4 生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯のかたの全額免除について

(1) 生活保護または中国残留邦人等支援給付受給世帯のかたでおたふくかぜ予防接種の希望者は、必ず事前に生活福祉課の担当ケースワーカーに予防接種の希望を申し出るとともに、区から送付されたおたふくかぜワクチン予防接種予診票(任意接種)を提出してください。

(2) 後日、担当ケースワーカーから全額免除用予診票と保護受給証明書が送付されます。

(3) 区内実施医療機関窓口で、全額免除用予診票、保護受給証明書、母子健康手帳及びマイナンバーカード等の本人確認書類を提出・提示して予防接種を受けてください。

※ 全額免除用予診票以外の予診票で費用を支払い予防接種を受けた場合に、区から費用の支払い・払い戻しは行いませんので、ご注意ください。

## 5 異なるワクチン同士の接種間隔

注射生ワクチン(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ等)の接種後に他の注射生ワクチンを接種する場合、27日以上の間隔をあける必要があります。

※ 他の予防接種との同時接種や接種間隔については、医師にご相談ください。

## 6 予防接種を受ける場所

右記コードよりご確認ください。

この制度は目黒区のみのもので、**目黒区外の医療機関やリストに無い医療機関では助成の適用はありません。**

【予防接種実施医療機関は、  
こちらからご確認ください】



## 7 予防接種の効果と副反応について

主な副反応は、接種部位の発赤・腫脹(はれ)等の局所反応です。また、接種部位以外の副反応として発熱・軽度の耳下腺腫脹・咳・鼻汁等が見られます。いずれも一過性で数日以内に軽快します。

また、稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状・じんましん・呼吸困難等)・無菌性髄膜炎等が起こる可能性があります。

## 8 予防接種を受けるときのご注意

- (1) お子さんの健康状態の良いときに受けましょう。
- (2) このお知らせを読んでから、おたふくかぜワクチン予防接種予診票に記入してください。接種当日は、予防接種予診票の太枠線の中を漏れなく記入して、母子健康手帳と一緒に医療機関に持参してください。**なお、体温については、医療機関で接種直前に測ってください。**
- (3) 接種の際には、保護者のかたか、日頃からお子さんの健康状態をよく知っていて医師の質問に答えられるかたが付き添ってください。(保護者以外のかたが同伴する場合は、保護者からの委任状が必要です。下記13をご覧ください。)
- (4) 年度途中で使用するワクチン等が変更となる場合があります。最新の予防接種情報は目黒区公式ウェブサイトよりご確認ください。

## 9 予防接種を受けられないお子さん

- (1) 明らかに発熱しているお子さん(37.5℃以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- (3) 予防接種やそれに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことが明らかなお子さん
- (4) 4週間以内に注射生ワクチン(BCG・MR・水痘等)の接種を受けたお子さん
- (5) その他、医師が予防接種を受けるのに不適切な状態と判断したお子さん

## 10 予防接種を受けた後は

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、お子さんの様子に変わりがないか特に注意してください。
- (2) 接種した当日は接種後1時間以上経てば、お子さんの状態を見て入浴させても差しつかえありません。ただし、注射した部位はこすらないでください。また、激しい運動は避けてください。
- (3) 接種後、注射した所が赤くなったり、しこりができたり、痛んだりすることがあります。このような場合には、安静を保ち、冷湿布してください。高熱、けいれん(ひきつけ)等の症状が起きた場合には、速やかに医師の診察を受けてください。

## 11 ワクチンの同時接種について

医師が特に必要と認めた場合は、同時に複数のワクチンを接種することができます。

## 12 予防接種による健康被害救済制度について

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)ワクチン予防接種は予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。この接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び特別区自治体総合賠償責任保険に基づく救済制度を受けることになります。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健予防課予防接種係へご相談ください。

## 13 接種当日保護者以外のかたが同伴される場合について

諸事情により保護者が同伴できない場合は、委任状(区指定様式)を持参した代理人の同伴により接種することができます。接種当日、保護者のかたは、緊急連絡が取れるようにしておいてください。

委任状の用紙が必要な場合は、保健予防課予防接種係へご連絡いただくか、下記コードの目黒区公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。

委任状は予防接種の当日までに保護者本人が記載し、同伴者が医療機関に持参してください。医師の診察・説明を受けた後、接種に同意する場合は、同伴者が予診票の保護者自署欄(同意欄)に、署名をすることになります。



【委任状(子どもの予防接種)】

<お問い合わせ>

【保健予防課予防接種係】

153-8573 目黒区上目黒2-19-15

TEL:03-5722-7047

FAX:03-5722-9890